名古屋市立東部医療センター開放型病床運用細則

〔目的〕

第１条　この細則は、名古屋市立東部医療センター（以下「病院」という。）における名古屋市医師会病診連携システム登録医（以下「登録医」という。）との開放型病床の運営にかかる必要な事項を定める。

２．開放型病床は、登録医と病院医師による紹介入院患者の共同診療及び指導を行う体制とし、患者が必要とする医療を適切に提供しながら、登録医、病院医師相互の医療技術の向上を図るとともに、地域医療の充実に貢献する。

〔開放型病床の設置〕

第２条　共同診療及び指導を目的とした開放型病床として、病院病棟内に５床設置する。（南 1 階病棟：2110 号室、南 2 階病棟：2215 号室、東 2 階病棟：1212 号室、東４階病棟：1410 号室、東５階病棟：1532 号室に各１床設置する。）

〔運営協議会〕

第３条　開放型病床を効率的かつ円滑に管理・運営するため、病院内に「名古屋市立東部医療センター開放型病床運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置する。

２．運営協議会の組織・運営については、別に運営協議会規則（以下「規則」という。）を定める。

〔開放型病床利用の原則〕

第４条　開放型病床を利用する登録医は、名古屋市医師会病診連携システム実施要領により登録した医師であることを要し、名古屋市立東部医療センター開放型病床実施要領第３条の５に規定する医師とする。

〔開放型病床の運営管理〕

第５条　病院は、開放型病床の運営を行い、登録医が有効に利用するために、必要に応じて病院の施設設備の提供をおこなう。

２．病院と名古屋市医師会及び登録医は互いに協力し、開放型病床としての機能が効果的に発揮されるよう努めるものとする。

〔共同診療〕

第６条　開放型病床に入室する患者に対し、共同診療及び指導により発生する診療費について、登録医、病院双方が入室前に理解を得ることとする。

２．登録医からの開放型病床利用要請については、病院の地域医療連携センターまたは各診療科医師が対応することとし、各診療科部長を管理責任医師とする。

３．開放型病床に入室した患者の治療に関し、病院医師を主治医とし、登録医は院外主治医とする。

４．共同診療の実施日時については、主治医と登録医が事前に調整することとし、原則として病院の診療日の、午前９時から午後５時とするが、主治医と登録医に合意がある場合はこの限りではない。

５．開放型病床への入院期間は、原則として２週間を目処とする。

６．患者の開放型病床からの転室、転棟、退院は主治医が決定し、登録医に報告するとともに、患者が転院を必要とする際には、登録医は主治医に協力する。

〔医療事故賠償責任〕

第７条　開放型病床の運営・管理上で発生した医療事故で登録医の診療行為にかかる賠償責任は、病院が責任を負うものとする。

２．前項の医療事故において登録医に重大な過失があった場合には、病院が求償権を行使することがある。

〔その他〕

第８条　当細則に定めのない事項及び運営上の疑義については、運営協議会に諮り解決するものとする。

（附則）　本細則は、平成２４年１０月１日より施行する。

（附則）　本細則は、平成２４年１１月１日より施行する。